

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月7日

岬町長

田代 堯

岬町条例第17号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和30年岬町条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和3年10月9日から令和7年10月8日まで」を「令和7年10月9日から令和11年10月8日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月9日から施行する。